

君津郡市 広域市町村圏

| 区分 | 人口 | | | 世帯数 世帯 | 面積 km ² |
|------|---------|---------|---------|-----------|-----------------------|
| | 男人 | 女人 | 計人 | | |
| 木更津市 | 68,156 | 67,060 | 135,216 | 61,413 | 138.95 |
| 君津市 | 43,470 | 41,597 | 85,067 | 38,828 | 318.81 |
| 富津市 | 22,243 | 21,653 | 43,896 | 17,889 | 205.53 |
| 袖ヶ浦市 | 32,108 | 31,493 | 63,601 | 26,979 | 94.93 |
| 合計 | 165,977 | 161,803 | 327,780 | 145,109 | 758.22 |

(平成30年10月1日現在 住民基本台帳)

発行・編集／君津郡市広域市町村圏事務組合 総務課
〒292-0832 木更津市新田3-2-27 ☎(0438)25-6121
ホームページアドレス <http://www.kouiki-kimitsu.jp/>



80代から90代の方が多いこのホームでは、健康管理に先生が存在が大きなものとなっています。

健康管理のために、施設の嘱託医である鈴木病院・鈴木周一医師や協力病院である鈴木病院との連携を図っており、日常的な健康状態の報告から必要時の病院受診、施設での回診も行っています。「調子はいかがですか。」と優しく声を掛ける鈴木先生とお話できることが何よりも楽しみな様子です。健康の秘訣はここにあるのかもしれない。

回診について

天羽養護 老人ホーム

〒299-1621
富津市竹岡982-1
☎(0439)67-8233
指定管理者
社会福祉法人 あたご会

運動会



平成30年7月31日、外は大雨が降り悪天候でしたが、施設の中では『第4回天羽養護運動会』が開催され、熱い戦いが繰り広げられました。利用者競技として、パラリンピックの正式種目にもなった『ポッチャ』と『パン食い競争』を行いました。『ポッチャ』は、天羽養護特別ルールに沿って、紅白に分かれポイント形式で対戦し

お知らせ

天羽養護老人ホーム入所者の 民間施設移行について

天羽養護老人ホームは、建設後30数年が経過し、施設の老朽が進展したことからこれを改善するため、新たな施設の建設及びその後の運営を引き継ぐ民間事業者の公募を行い、以下のとおり決定しました。

- ・事業者名 社会福祉法人あたご会 (富津市豊岡1768)
- ・設置場所 富津市豊岡1728-1 旧関豊小学校跡地の一部
- ・構造等(予定) 鉄骨造2階建1863m²
- ・移行期日 平成33年4月1日から

ました。初めて行う『ポッチャ』に悪戦苦闘でしたが、高得点が出るのと拍手喝采、大喜びです。『パン食い競争』では、皆さんアンパンめがけて一直線。素敵な笑顔を見せて頂きました。最後に特別種目として、職員競技の『あめ食い競争』が行われました。顔中粉まみれになりながら、必死で餌を探す職員に、皆さん大変喜んでいました。笑うことは健康長寿にも繋がります。今回も、皆さんにたくさん笑って頂きました。今後も笑顔の絶えない行事を開催していきます。



主な 記載事項

- ◎ 人事行政の運営等の状況 2・3頁
- ◎ 職員共同研修・専用水道等 4頁
- ◎ 組合議会・平成29年度決算等 3頁
- ◎ きみつ愛児園 5頁
- ◎ 君津地方視聴覚教材センター 4頁
- ◎ 四市救急医療のしくみ 6頁

平成29年度 君津都市広域市町村圏事務組合人事行政の運営等の状況

地方公務員法第58条の2第3項及び君津都市広域市町村圏事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第6条の規定により、平成29年度における人事行政の運営の状況及び公平委員会の業務の状況を次のとおり公表します。

I 人事行政の運営の状況

1 職員の任用の状況等

| (1) 部局別職員数 (単位：人) | | | | | (2) 採用者数 (単位：人) | | | | |
|-------------------|-----|-------|----|----|-----------------|-----|-------|----|---|
| 区分 | 管理者 | 教育委員会 | 議会 | 計 | 区分 | 管理者 | 教育委員会 | 議会 | 計 |
| 職員数 | 35 | 1 | 1 | 37 | 採用者数 | 1 | | | 1 |

(注) 1 平成30年3月31日現在のものです。
 (注) 2 管理者の事務局は総務課、企画財政課、児童発達支援センター、会計課です。

| (3) 退職者数 (単位：人) | | | | | (4) 職位別昇任者数 (単位：人) | | | | |
|-----------------|-----|-------|----|---|--------------------|-----|-------|----|---|
| 区分 | 管理者 | 教育委員会 | 議会 | 計 | 区分 | 管理者 | 教育委員会 | 議会 | 計 |
| 定年 | 2 | | | 2 | 局長級 | | | | |
| 定年以外 | 5 | | | 5 | 次長級 | 1 | | | 1 |
| 計 | 7 | | | 7 | 課長級 | | | | |
| | | | | | 課長補佐級 | | | | |
| | | | | | 係長級 | | | | |
| | | | | | 主任級 | | | | |
| | | | | | 計 | 1 | | | 1 |

2 職員の人事評価の状況

職員の職務で発揮された能力などについて、毎年評価を実施しています。平成29年度は、次の内容で実施しました。
 評価期間：平成28年10月1日～平成29年9月30日
 平成29年10月1日～平成30年3月31日
 (注) 1 評価期間を4月1日から3月31日までに変更したことにより、半年間で評価を実施したものです。
 評価対象者：全職員 評価項目：倫理、判断、知識・技能、業務遂行、人材育成等

3 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件の状況

| (1) 職員給与費の状況 (単位：千円) | | | | | |
|----------------------|--------|---------|---------|-------|------------------|
| 職員給与費 | | | | 対象職員数 | 1人当たり給与額 (年額) |
| 給料 | 職員手当 | 期末・勤勉手当 | 計 | 38人 | 5,557 |
| 132,041 | 27,270 | 51,869 | 211,180 | | |

(注) 1 平成29年度決算によるものです。
 (注) 2 対象職員数は、平成29年4月1日現在の職員数です。
 (注) 3 1人当たり給与額(年額)は、職員給与費計÷対象職員数で算出しています。

| (2) 平均給与月額(給与月額、諸手当)及び平均年齢 (単位：円) | | | | |
|-----------------------------------|---------|--------|---------|--------|
| 区分 | 平均給与月額 | | | 平均年齢 |
| | 給料月額 | 諸手当 | 計 | |
| 一般行政職 | 292,080 | 58,183 | 350,263 | 40歳11月 |

(注) 1 平成29年4月1日現在の職員の状況です。

| (3) 勤務時間の状況(週38時間45分) | | | (4) 年次有給休暇の平均取得状況(平成29年度実績) | |
|-----------------------|-----------------|-----------------|-----------------------------|---------|
| 区分 | 勤務時間 | 休憩時間 | 対象職員数 | 平均取得日数 |
| 月曜日～金曜日 | 午前8時30分～午後5時15分 | 午後0時15分～午後1時15分 | 35人 | 12.135日 |

(注) 1 標準的なものです。

(注) 1 平均取得日数は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しています。
 (注) 2 対象職員数は、平成30年3月31日現在在職する職員で、平成29年度中の休職者・派遣研修職員を除いて算出しています。

(5) 育児休業の取得状況 女性2人(うち前年度からの取得者2人) 男性0人

4 職員の分限処分及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の被処分者数 1人 (2) 懲戒処分の被処分者数 該当者なし

5 職員のサービスの状況

地方公務員法では、職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないというサービスの根本基準が示されています。また、職員には、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、さらには政治的行為の制限等に関する規定の遵守が求められています。

6 職員の退職管理の状況

| 課長級以上の退職者の再就職等の状況 (単位：人) | | |
|--------------------------|---------------|-----------|
| 営利企業等に再就職した者 | 組合の再任用職員となった者 | その他(在家庭等) |
| 0 | 2 | 0 |

7 職員の研修の状況

| 研修の実績(受講者数) (単位：人) | | |
|--------------------|--------|-------|
| 研修所等が実施する研修 | | |
| 千葉県自治研修センター | 組合共同研修 | その他研修 |
| 4 | 4 | 39 |

8 職員の福祉等の状況

(1) 職員互助会及び職員共済組合の事業概要

- ア 通園施設美和会
地方公務員法の規定に基づき、職員の会費を原資として、職員の福利厚生を図るため、会員相互の祝い金、見舞金等の給付事業を行っています。
 - イ 千葉県市町村職員共済組合
組合員の掛金と組合の負担金で運営され、退職者への年金給付、育児休業・介護休業手当金の給付、組合員の臨時の支出に対する貸し付け、健康保険などの業務を行っています。
 - ウ 千葉県市町村職員互助会
会員の掛金と組合の負担金で運営され、弔慰金や災害給付金の支給、保養所などの利用助成などを行っています。
- (2) 公務災害補償の状況 該当者1名

II 公平委員会の状況

1 千葉県市町村公平委員会の概要

千葉県市町村公平委員会は、地方公務員法の規定により、主に次の業務を行うために共同設置されています。

- (1) 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること。
- (2) 職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する採決又は決定をすること。

2 千葉県市町村公平委員会の業務の状況

- (1) 勤務条件に関する措置の要求の状況（種別・件数）：実績なし
- (2) 不利益処分に関する不服申立ての状況（種別・件数）：実績なし

平成30年 4月組合議会臨時会 8月組合議会定例会

平成30年4月26日に組合議会臨時会を、平成30年8月2日に組合議会定例会を開催いたしました。

臨時会では、管理者選挙が行われ、渡辺芳邦氏（木更津市長）が再選されました。

なお、臨時会・定例会で上程された議案及び結果については、次のとおりです。



渡辺芳邦管理者

4月組合議会臨時会（平成30年4月26日開会）

| 提出議案 | 結果 |
|---------------------------------------|------|
| 議案第6号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 原案可決 |

8月組合議会定例会（平成30年8月2日開会）

| 提出議案 | 結果 |
|---|------|
| 議案第7号 平成29年度君津都市広域市町村圏事務組合歳入歳出決算の認定について | 原案認定 |
| 議案第8号 平成30年度君津都市広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第1号） | 原案可決 |
| 議案第9号 君津都市広域市町村圏事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 原案可決 |
| 議案第10号 養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 原案可決 |

平成29年度決算

組合の一般会計の決算額は、歳入8億4,047万490円、歳出7億7,706万8,521円でした。
（詳しくはホームページ <http://www.kouiki-kimitsu.jp/> をご覧下さい。）

情報公開制度の施行状況・個人情報保護制度の運用状況

平成29年度の情報公開条例及び個人情報保護条例に伴う開示請求件数は、0件でした。

社会福祉法人関係事務の概要

平成29年度の社会福祉法人関係事務の概要についてお知らせします。
所管法人数、指導監査の結果、各種認可申請・届出数については、表のとおりです。

| | | | | | |
|---------------|------|--------------|------|------------|----|
| 平成29年度当初所管法人数 | 34法人 | 平成29年度末所管法人数 | 34法人 | 所管変更法人（転出） | 0件 |
|---------------|------|--------------|------|------------|----|

① 社会福祉法人指導監査

| | | | | | | | | | |
|------|--------|------|--------|-----|---------|------|-----|------|-----|
| 実施件数 | 一般指導監査 | 34法人 | 特別指導監査 | 0法人 | 文書指摘等件数 | 口頭指導 | 17件 | 文書指導 | 17件 |
|------|--------|------|--------|-----|---------|------|-----|------|-----|

② 社会福祉法人関係認可申請・届出

| | | | | | | | | | |
|------|----|-----------|----|--------|----|--------|-----|-------|----|
| 設立認可 | 0件 | 基本財産処分承認等 | 0件 | 代表者変更届 | 3件 | 定款変更認可 | 11件 | 定款変更届 | 3件 |
|------|----|-----------|----|--------|----|--------|-----|-------|----|

君津地方視聴覚教材センター 業務終了のお知らせ

君津地方視聴覚教材センターは、当組合教育委員会組織の改廃に伴い、業務を終了する運びとなりました。昭和58年4月に当センターが設置されてからの35年間、圏域内の多くの方々に保有機材及び教材をご利用いただきましたこと、厚く御礼申し上げます。

なお、来年度以降の機材及び教材の貸出業務は、木更津市まなび支援センターが引継ぎ、機材及び教材の一括管理をする予定です。貸出しの詳細については協議中ですので、詳細が決まり次第、当センターホームページ等でお知らせしてまいります。

また、機材及び教材の移転等の作業のため、平成30年12月28日をもって、貸出業務を終了いたしますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

機材・教材、ご利用のご案内

団体登録をいただければ、どなたでも無料でご利用できます。

※ただし、個人への貸出し、営利目的等にはご利用できません。

当センターでは、数多くの映像教材や視聴覚教育機器を所有しています。子ども会・自治会・サークル活動などで映画会等を開催する際に、16ミリ映画フィルム・ビデオテープ・DVD等の教材や、16ミリフィルム映写機、DVD及びビデオプロジェクター（パソコンと接続可能）等の様々な機材をご利用いただけます。

●ご利用案内●

| | |
|----------|--|
| 受付 | 月曜日～金曜日（休日を除く） 8時45分～17時 |
| 申込方法 | 窓口・電話予約（予約優先ですが、当日貸出についてもご相談ください。） |
| 貸出資格 | <ul style="list-style-type: none"> 学校や公民館・サークルなどの教育施設や教育的な活動を行う団体であること 16ミリ映画を利用する場合は、16ミリ映写機操作講習会修了者並びに使用する映写機が当センターに登録済みのものであること（映写機の貸し出しも行います。） ※ビデオ及びDVDプロジェクターなどの機材は資格がなくてもご利用できます。 |
| 貸出数量及び期間 | 1回あたり5本以内 貸し出し期間は3日間です。（なお、数量・期間については相談ください。） |

連絡先 君津地方視聴覚教材センター 木更津市新田2-3-18（千葉県教育庁南房総教育事務所別館1階）
 ☎（0438）25-2707 FAX（0438）25-2709
 ホームページ <http://www.kouiki-kimitsu.jp/kavc/index-kavc.html>

専用水道・簡易専用水道・小規模専用水道

君津郡市広域市町村圏事務組合では、水道法（昭和32年法律第177号）第3条第6項に規定する専用水道及び同条第7項に規定する簡易専用水道に係る次に掲げる業務及びこれらに付随する業務を行っています。

- ・専用水道の布設工事設計の確認
- ・専用水道の施設基準及び簡易専用水道の管理基準に係る改善の指示及び給水停止命令
- ・専用水道の給水開始の届出受理
- ・専用水道及び簡易専用水道の設置者からの報告徴収及び施設の設置場所への立入検査
- ・専用水道の業務委託の際の届出受理
- ・飲用井戸等衛生対策要領（昭和62年厚生省生活衛生局長通知）の対象施設に係る衛生確保対策に関すること。

平成29年度の専用水道及び簡易・小規模専用水道の施設の設置場所への立入検査の実績は以下のとおりです。

圏域内専用水道施設数及び検査状況（平成30年3月31日）（単位：件）

| 区分 | 専用水道 （立入検査） | 簡易専用水道 （検査機関による 代行検査） | 小規模専用水道 （立入検査） | 小規模 簡易専用水道 （設置者による自主点検 及び結果報告） | 計 |
|------|----------------|-----------------------------|-------------------|---|-----|
| 木更津市 | 28 | 127 | 1 | 32 | 188 |
| 君津市 | 22 | 85 | 4 | 21 | 132 |
| 富津市 | 10 | 50 | 4 | 14 | 78 |
| 袖ヶ浦市 | 14 | 54 | 1 | 12 | 81 |
| 計 | 74 | 316 | 10 | 79 | 479 |

職員共同研修

当組合では、多様化する地域住民のニーズに対応するため、行政に携わる職員の資質向上を目的とした共同研修を実施しています。年間6課程を予定し、各研修においては職務遂行に必要な知識・技能の習得を図り、迅速かつ的確な判断力及び職務遂行の向上を目的とし、実践力や管理能力を養います。今後も効率的な地域行政を目指し、充実した研修を進めてまいります。前年度の職員共同研修修了者数は以下のとおりです。

【平成29年度職員共同研修修了者数】（単位：人）

| 区分 （実施時期） | 新規採用 職員研修 （H29年10月） | 初級職員 研修 （H30年2月） | 中級職員 研修 （H29年7月） | JST基本 コース研修 （H29年6月） | 課長補佐 研修 （H30年1月） | 接遇研修 （H29年5月） | 計 |
|------------------------|---------------------------|------------------------|------------------------|----------------------------|------------------------|------------------|-----|
| 木更津市 | 28 | 55 | 32 | 17 | 30 | 46 | 208 |
| 君津市 | 16 | 37 | 36 | 9 | 6 | 41 | 145 |
| 富津市 | 9 | 13 | 15 | 13 | 12 | 16 | 78 |
| 袖ヶ浦市 | 26 | 29 | 21 | 4 | 2 | 23 | 105 |
| 君津広域水道 企業団 | 2 | 1 | 2 | 6 | 4 | 2 | 17 |
| 君津中央病院 企業団 | | 3 | 3 | 4 | 1 | | 11 |
| 君津郡市広域 市町村圏 事務組合 | 1 | | 2 | 1 | | | 4 |
| その他団体 | | | | | | | |
| 計 | 82 | 138 | 111 | 54 | 55 | 128 | 568 |

児童発達支援センター

きみつ愛児園

〒299-1173 君津市外箕輪1041 ☎ (0439) 53-1161・1162



どんな施設なの？

君津都市広域市町村圏事務組合が管理運営している公立の「福祉型児童発達支援センター」です。発達に不安や遅れのある就学前のお子さんを対象に、集団や個別での日常生活動作や機能訓練を行い、家庭や社会でより良い生活が送れるように支援することを目的にしています。

愛児園はこんなところ

自分で身の回りのことをしたり、上手にコミュニケーションをとることが難しい子、話すことが苦手な子などが毎日通っています。

ポータージ早期教育プログラムを用いて、職員との個別指導を行ったり、『生活リズムを整える』『基本的な生活習慣(食事・排泄・着脱)を身に付ける』『社会性・言語・コミュニケーション能力を育てる』等日々の生活や遊びの中で、一人ひとりに合わせた対応を心がけ、持っている力を十分に発揮できるように支援しています。

て歩くことが難しいお子さんが、保護者と一緒に通っています。

個々の状態に合った個別の療育を行うことや、お友だちと一緒に、様々な遊びが経験できるように工夫しながら対応しています。

このように、色々な活動や回りの人との関わりを通して発達を促されたり、社会性が育つような働きかけも行っていきます。

また、同じような悩みを持つ保護者どうしが、相談したり情報提供する場にもなっています。

その他、園外活動、遠足や運動会などの楽しい行事に参加したり、君津市内の保育園に行き、遊びを通して交流を深めることも行っています。

● 外来支援

◆ つくしんぼ教室

親子で参加する小集団活動
5月～2月(木曜日)
14時30分～15時30分

◆ 個別相談

● 障害児相談支援

福祉サービスを利用する18歳未満のお子さんが対象です。

サービスを利用するための手続きの支援や、各事業所者との連絡調整を行うことや、利用計画書等を作成します。また、利用状況等の確認やフォローアップも行います。

急募

児童発達支援センター
きみつ愛児園臨時職員

募集人数

理学療法士 1名

保育士 4名(内1名パート)

履歴書・理学療法士免許証(写)・保育士証(写)を持参してください。
面接又は書類選考により決定します。

勤務時間等 7時間45分

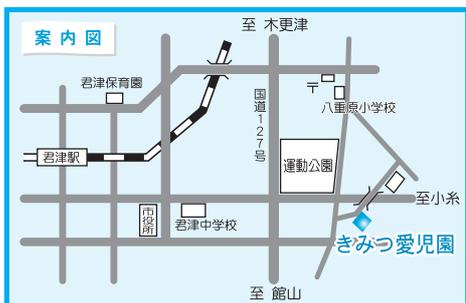
(8時30分～17時15分まで)
パートタイム 5時間程度
月々金曜日(祝日を除く)

● 保育所等訪問支援

保育所、幼稚園、小学校等児童が集団生活を営む施設に通う障害のあるお子さんを対象に、該当する施設を訪問し、他の児童との集団生活への適応のために専門的な支援を行います。

※各支援の相談は随時受け付けていますので、まずはご連絡ください。

【受付】 月々金(祝日を除く)
【時間】 9時～17時



提出先及び問い合わせ

きみつ愛児園

Tel 0439-53-1162

夜の発熱 急病は!!

(内科・小児科)

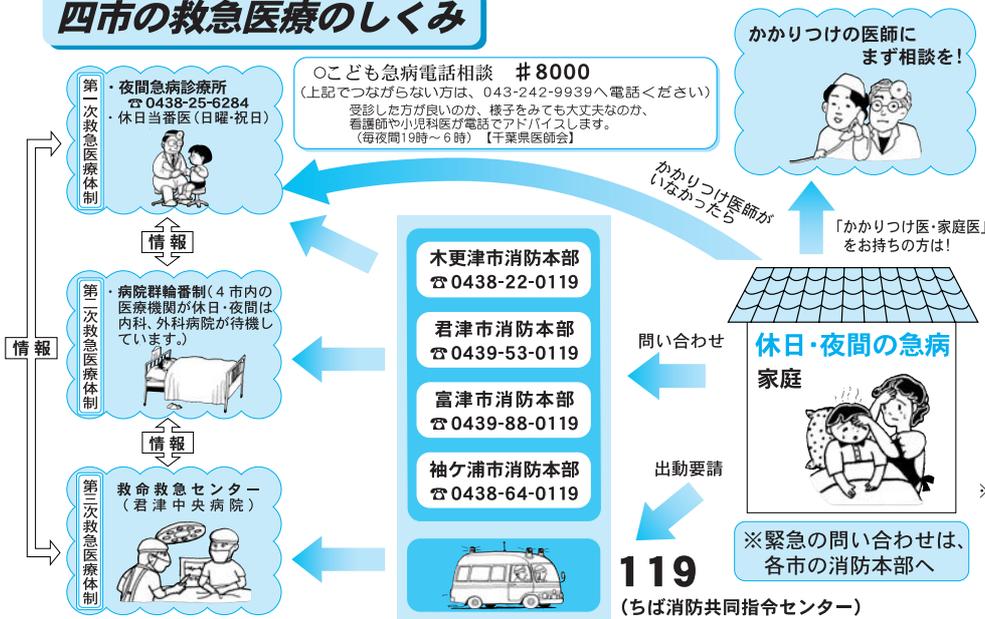
君津郡市 夜間急病診療所

☎(0438)25-6284 (毎日20時~23時)

休日・夜間医療体制

木更津市・君津市・富津市・袖ヶ浦市

四市の救急医療のしくみ



お知らせ

休日(日曜・祝日)又は夜間に急病になった時の医療機関として、休日当番医及び夜間急病診療所が設けられています。

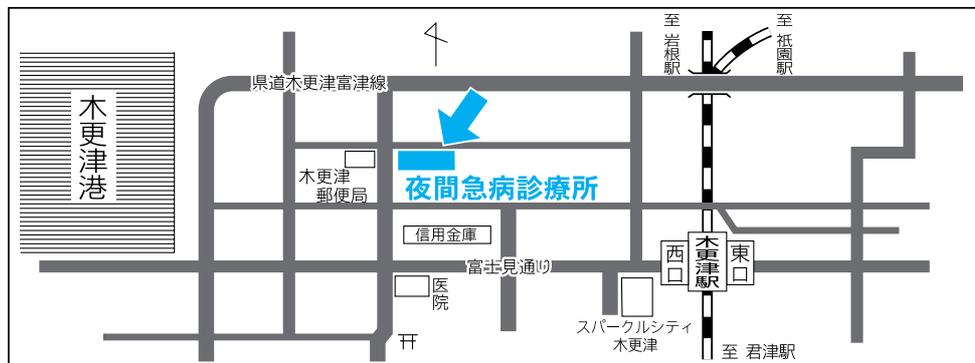
休日当番医

休日に急病人が早く適切な医療が受けられるよう、君津木更津医師会の協力を得て休日当番医を実施しています。
当番にあたる病院や医院は、各市の広報紙又は当日の新聞紙上に掲載されていますのでご覧ください。

毎夜間診療しています

※荒天の場合は休止となる場合があります。急病の場合は各消防署へ問い合わせ下さい。

| | |
|------|--|
| 年末年始 | 12月31日から1月3日の診療時間 ・ 9時~17時(昼間) ・ 20時~23時(夜間) |
|------|--|



- 診療科目 内科・小児科
- 場所 旧木更津市保健相談センター内1階 (木更津市中央 1-5-18)

お願い

- ◎ 夜間急病診療所へは、保険証・医療受給者証等を、必ず持参してください。
この保険証・医療受給者証等がないと治療費を全額負担していただくことになります。
- ◎ 同診療所では、やけどや外傷など、外科系の診療は行っておりません。

問合せ先

君津郡市広域市町村圏事務組合 企画財政課
☎(0438)25-6121
月~金 9時~17時(休日を除く)
木更津市新田 3-2-27



(夜急診HP)